

公 表 第 15 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年9月6日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

平成27年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

外郭団体の財務に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
48	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑥土地の賃貸について</p> <p>平成26年度附帯事業収益には、久留米市職員共済会へ動物管理センター職員駐車場として月額1,800円/1台で貸付けた収益が年間106千円ある。</p> <p>これは、久留米市土地開発公社の保有地を、久留米市の施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱に基づき共済会に月額1,800円で貸付け、これを共済会が久留米市職員に貸付けている土地の利用料収入である。</p> <p>久留米市土地開発公社が久留米市の基準にならない格安で土地を賃貸している理由が不明である。</p>	意見	<p>久留米市職員共済会への職員駐車場用地としての貸付けにつきましては、「久留米市の施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱」に基づき設定していた賃貸料金を、平成28年度から公共用地の賃貸料金の設定(固定資産税評価額の5%)に改めました。</p>
64	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>2.一般財団法人 久留米市開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>④賃貸事業について</p> <p>(一財)久留米市開発公社の経営成績は毎年利益が出ているが、賃貸事業は安価な原価で安定的な収入を得られる反面、土地原価の回収には長期を要し、賃貸期間満了後の販売可能性、価格変動のリスクを内包するものであるため、できるだけ販売にて完結するよう取り組むべきである。</p>	意見	<p>賃貸区画については、分譲への切替促進の取り組みを実施してきており、平成27年度は3社の企業が賃貸から分譲へ切り替えられました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
64	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>2.一般財団法人 久留米市開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑤事業残地について</p> <p>ア. 青峰団地、安武団地は元々久留米市側の要請で団地用地の先行取得を公社が行ったが、開発後端部の事業残地については、久留米市側へ引継げなかった用地である。</p> <p>これらの土地を（一財）久留米市開発公社が保有する意義は全くなく、むしろ不要な管理費が発生する上に、一部の土地については固定資産税を支払っている状況にある。これらの土地については、早期に久留米市へ引継ぎを行われたい。</p>	意見	<p>これまでも久留米市への引継ぎを含めた早期解消を図る取り組みを実施してまいりましたが、平成27年度においては、事業残地の早期解消を促進する目的で、3カ年計画を新たに策定し、平成28年7月末までに全11件のうち、4件の事業残地を久留米市へ引き継いでおります。</p> <p>今後も久留米市と協議を進めて参ります。</p>
64	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>2.一般財団法人 久留米市開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑥久留米・広川新産業団地</p> <p>久留米・広川新産業団地は分譲による企業立地に限定せず、企業のニーズに対応した賃貸による企業立地も可能とした。その結果、ほぼ全区画への入居(96.0%)を早期に達成しており、企業立地の点では成功事例と言えるが、現在では賃貸による入居率が52.8%を占めている。</p> <p>賃貸区画は10年～30年の定期借地契約を締結しており、この間、（一財）久留米市開発公社は土地を土地勘定として所有する。この賃貸契約は、公社の安定的収益の源という利点はあるが、長年土地を手放すことができず、長期間経過後の時価変動や、賃借人からの突然の退去申込みへの対応などのリスクも併存する。また、賃貸している土地の簿価4,092百万円に対して、年々の賃貸料収入である運営収益返済額は66百万円であるため、簿価の回収まで約61年かかる。同様に借入金残高は2,723百万円であり、借入金の返済完了まで約41年と非常に長期間を要することとなるため、賃貸中の企業に対して分譲への切替えを促すべきである。</p>	意見	<p>賃貸区画については、分譲への切替促進の取り組みを実施してきており、平成27年度は1社の企業が賃貸から分譲へ切り替えられました。</p> <p>今後も切替促進の取り組みを継続して実施します。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
64	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑦梅満用地について 梅満用地の2 区画中1 区画は開発直後の平成7 年に販売したが、残り1区画については20年以上も売却できない状況にある。このことは、土地の形状が旗竿地であり、分譲価格と市場価格との乖離が生じているためと考えられる。今後は、許す限りにおいて価格を見直し、早期の販売を行うべきである。</p>	意見	<p>平成28年度に分譲価格の見直しを実施し、早期分譲に努めております。</p>
65	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑧賃貸区画について 久留米ビジネスパーク、宮ノ陣新産業団地、合川ハイテクパークの賃貸区画については、最終的に売却することで事業終了となるため、賃借人へ売却を積極的に働きかけるべきである。</p>	意見	<p>賃貸区画については、分譲への切替促進の取り組みを実施してきており、平成27年度は2社の企業が賃貸から分譲へ切り替えられました。 今後も切替促進の取り組みを継続して実施します。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
94	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ① 合肥市との青少年交流事業について 合肥市との交流事業については35年にわたり相互交流や経済訪問の派遣、医療観光・留学生の受入等が行われたことで成果があがっていると考えられるが、青少年交流事業については、合肥市から相当数の青少年を受け入れているにも拘らず、久留米市から派遣する中学生訪問団は募集人員12名に対し定員割れが発生している。 なお、参加者自己負担金は3万円で、本財団の負担額は一人当たり6万1千円である。 久留米市と姉妹都市締結を行っているアメリカ カリフォルニア州のモデスト市との高校生訪問団については参加者自己負担金8万円で募集人員10名に対して50名の応募がある。 合肥市青少年交流訪問は定員割れが発生するなど、コストに見合う効果が得られているのか。35年の交流の歴史があることによる強みをもっと生かし、PRの強化などに取り組む必要がある。</p>	意見	<p>PR強化についてのご意見につきましては、募集パンフレットやポスターの送付先を増やすことで対応いたしました。 具体的には、平成28年度の送付先に郊外型大型商業施設と道の駅を新たに追加しました。 今後もより効果的なPRについて検討しながら取組を進めてまいります。</p>
95	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ④ とんこつカレーについて とんこつカレーについては、久留米の認知度向上を主目的としているため、販売価格を500円(原価350円)に抑えている。発売当初は全国系列のテレビ番組で取り上げられ、全国から注文があったようだが、現在は販売店へのマージンや配送料、そして賞味期限(1年)内に完売できるよう、販売方法等の見直しや検討が必要と思われる。</p>	意見	<p>「とんこつカレー」に対する意見につきましては、販売店の追加やPR強化により対応させていただきました。 販売店の追加につきましては、六ツ門商店街の観光物産店を新たな販売店として追加しました。 PR強化につきましては、機関紙「ほとめき」(17,000部発行)の平成28年秋号にとんこつカレーのPRを掲載する予定としています。 今後も認知度向上に向け、より効果的な販売方法を検討し取組を進めます。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
108	市民文化部	文化振興課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>5.公益財団法人 久留米文化振興会</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>① 図4 の正味財産増減計算書内訳表から分かるように、平成26年度は(収2)売店喫茶事業が△1,178 千円の赤字であった。公益財団法人の収益事業は、収支相償の要請により赤字になる公益目的事業を補完するために実施するものであり、黒字になる必要がある。収入が減少している要因やコスト構造を分析して直しを図る必要があると考える。</p>	意見	<p>平成27年度は人員配置や営業時間の見直しを行なった結果、売店喫茶事業は黒字に転じました。</p> <p>今後さらに魅力ある商品開発やメニューの見直し等を行ない、収益増につなげることで、長期的に安定した事業運営が図れるよう、努めてまいります。</p>
129	健康福祉部	地域福祉課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>① 監事の理事会への出席率について</p> <p>市社会福祉協議会の監事については、税理士会からの推薦で1名、市からの推薦で1名の計2名で構成されている。過去3年間の理事会の議事録を閲覧したが、税理士会推薦の監事についてはほとんどの理事会に出席されていたが、市推薦の監事については、1度しか出席を確認できなかった。理事会の出席なくして監事としての監査を適切に行えるか非常に疑問である。今後は理事会の出席を含めて任務を全うしていただけるようご一考いただきたい。</p>	指摘	<p>理事会の開催予定等を含めて市と協議し、理事会にも出席いただける監事の推薦を依頼しました。新たな監事は理事会へ出席いただいています。</p>
130	健康福祉部	地域福祉課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>④ 決裁書類の誤りについて</p> <p>総合福祉センターの清掃業務の委託において、指名競争入札により委託先を決定していたが、各社が入札書に記載した額と、入札結果調査書に記載された額に差異があるものがあった。結果に影響なかったとはいえ、何人もの確認が行われている中、当該書類のミスに誰も気付かなかつたことは問題といえる。細かい指摘であるが、今後注意されたい。</p>	指摘	<p>入札結果調査書の記載誤りを修正いたしました。</p> <p>今後、文書事務研修を定期的に行なうなど、事務の精度向上とチェック機能の強化に努めます。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
130	健康福祉部	地域福祉課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>⑤ 金庫内に簿外の現金が保管されていたことについて 金庫内実査を行った際、金庫内の下部の引き出しに簿外の現金(2,200円)が保管してあった。市社会福祉協議会担当者によると、誰のものか、いつからあったか不明とのことであった。再度事実関係を確認して、現金の所有者に返却を行うことが最もよいが、困難な場合は一度市社会福祉協議会の資産として計上し、管理を行うことが望ましいと思われる。金庫内に簿外資産があったことは問題である。今後、金庫内には市社会福祉協議会の資産のみを管理し、同様のことがないように再発防止に努めるべきである。</p>	指摘	<p>指摘の現金については、当時の職員へ調査を実施した結果、所有者が見つからなかったため、平成27年度に社協資産として計上いたしました。</p> <p>また、金庫については、社協の資産等のみの使用を徹底します。</p>
130	健康福祉部	地域福祉課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>⑥ 固定資産の除却漏れがあったことについて 固定資産実査を行った際、バスに付属しているカーナビゲーションについて、平成26年度に当該バスが売却されているにもかかわらず、固定資産台帳に残ったままとなっていた。市社会福祉協議会の担当者によれば、把握漏れとのことであった。</p> <p>今後は、決算期末に現存している固定資産について適切に把握を行い、適時に会計処理を行うべきである。</p>	指摘	<p>指摘のカーナビゲーションについては、平成27年度で固定資産台帳から除去いたしました。また、固定資産の適切な管理と適時会計処理に努めます。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容															
130	健康福祉部	地域福祉課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ⑦ 美術品の資産計上額の再検討について 貸借対照表の資産に下記の金額で美術品が計上されている。</p> <table border="1" data-bbox="577 502 1008 662"> <thead> <tr> <th>器具・備品</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油 絵</td> <td>モンパルナスの裏町</td> <td>2,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>油 絵</td> <td>海辺の少年たち</td> <td>1,600,000 円</td> </tr> <tr> <td>油 絵</td> <td>母と子</td> <td>2,400,000 円</td> </tr> <tr> <td>油 絵</td> <td>えびの高原</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>固定資産実査の際、上記美術品についてその金額の根拠を市社会福祉協議会担当者に聞いたところ、作者の寄附とのことで、資産計上額もその作者の言い値で処理を行ったとのことであった。貸借対照表は法人の財政状態を表す財務諸表であり、資産について当然に適正な額を計上すべきであるため、当該美術品の価値について再度検討し、現在の計上額に相当する価値がなければ、資産計上額を見直す必要があると思われる。</p>	器具・備品	名称	金額	油 絵	モンパルナスの裏町	2,000,000 円	油 絵	海辺の少年たち	1,600,000 円	油 絵	母と子	2,400,000 円	油 絵	えびの高原	1,000,000 円	指摘	平成27年度において、絵画の再評価を行い、減価償却資産へ変更のうえ、対応年数8年で減価償却を実施しました。
器具・備品	名称	金額																		
油 絵	モンパルナスの裏町	2,000,000 円																		
油 絵	海辺の少年たち	1,600,000 円																		
油 絵	母と子	2,400,000 円																		
油 絵	えびの高原	1,000,000 円																		
131	健康福祉部	地域福祉課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ⑨ 小口現金の管理について 小口現金の実査を行い、小口現金の残高が小口現金出納帳と一致していることは確認できた。しかし、当該出納帳には日々の残高の記載がなく、月に一度残高の確認を行っているとのことであった。現金は会計上、内部統制上いずれにおいても重要な項目であるため、現金の動きと残高については、日々責任者等の承認を受け、適切に管理を行うべきである。</p>	指摘	平成28年度から日々責任者等の承認を受け、現金の残高確認を実施するよう変更いたしました。															

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
145	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 7.一般財団法人 みどりの里づくり推進機構 3 監査の結果 (3)評価(指摘ないし意見) II. 意見 ②久留米森林つつじ公園管理業務の再委託について 【意見②】 上記(2)⑥で述べたとおり、同財団は、久留米森林つつじ公園管理業務を約180万円前後で受託しているが、約100万円で他業者へ再委託しており、その業務委託比率は100%である。</p> <p>すなわち、受託した久留米森林つつじ公園管理業務は、そのまま他業者へ委託されており、同財団職員が現場において作業が契約どおり実施されているか監督を行っていることを踏まえても、同財団には当該管理業務自体を実施する人的物的能力(ないし余裕)がないことを示している。また、受託料は、再委託料の約2倍近い金額となっており、現場監督のための人件費等を考慮しても高額すぎる。単純に考えれば、久留米市から直接他業者へ委託すれば、当該管理業務に要する経費は約半分ですむ。</p> <p>以上のとおり、現状では同管理業務を同財団に受託させる必要性が認められるとはいいい難く、久留米市から直接他業者等へ入札等によって受託させることが強く望まれる。</p>	意見	平成28年度より久留米市から直接他業者へ委託するよう見直しを行ないました。
145	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 7.一般財団法人 みどりの里づくり推進機構 3 監査の結果 (3)評価(指摘ないし意見) II. 意見 ②久留米森林つつじ公園管理業務の再委託について 【意見②】</p> <p>また、当該受託料は、同財団の決算報告上、受託事業収入として計上されず、雑収入として計上されているため、決算報告上、久留米市からの受託料として把握できず不適切であるから、受託事業収入として計上すべきである。</p>	意見	当該業務については、平成28年度より久留米市から直接他業者へ委託するよう見直しを行ないましたので、今後決算に当該受託料は計上されませんが、同様の受託事業が生じた場合は、受託事業収入として計上いたします。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
156	商工観光労働部	商工政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>① 当法人は平成25年4月1日より公益法人へ移行し、公益法人会計基準に準拠して財務諸表及び付属明細書並びに財産目録が作成されている。しかし、付属明細書や注記の不足等があるほか、会計処理や表示においても、妥当でないもの等が散見された。これらの問題は、財務諸表等の作成基盤の不整備と、財務諸表等に対する監査機能が働いていないことからきている。適正な財務諸表等の作成体制を整え、実効性のある監査が行われるよう改善を求める。</p>	指摘	<p>ご指摘の件につきましては、公益財団法人久留米地域地場産業振興センターの内部監査の際、指摘事項を監事にお伝えいたしました。また、平成27年度決算書からご指摘のとおり改めました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
156	商工観光労働部	商工政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>② 固定資産の実査を行った結果、以下の問題が判明した。問題はいずれも固定資産台帳で「器具及び備品」に計上されていたものである。</p> <p>a. 実在性の問題:固定資産台帳には計上されているものの、既に破棄されていたものが1点、所在不明のものが3点あった。</p> <p>b. 網羅性の問題:台帳上の数より実際の数のほうが多いものが2点あった。</p> <p>c. 権利帰属の問題:資産にラベル等がなく、どれが台帳上のどの資産なのかを客観的に判断することが困難である。</p> <p>また、故障したり、新規に買い替えたりしたため、現在使用していないにもかかわらず何年も放置されたままのものが数点あった。</p> <p>いずれも現在の帳簿価額は1円程度の残存価格であり、財務諸表に与える金額的影響は少ない。しかし放置したままでは将来の処理費用を増加させる可能性もあるため適時適切な処分が望まれる。</p> <p>さらに、会議室や展示場等の椅子や机等、一個の価格が少額であるものについて、まとめて固定資産に計上されているもの、されていないものがあり、固定資産の計上基準に一貫性がみられなかった。これらの物品は部屋ごとの数や所在を明らかにし、法人の資産であることが分かるようラベル等で区別する等の物品としての管理が望まれる。</p> <p>以上の問題は、いずれも長年固定資産の実査を行ってこなかったことによるものである。少なくとも年に一度の固定資産の実査を行い、現在どのような資産がどのような状態にあるのかを把握するよう、改善が求められる。</p>	指摘	<p>ご指摘いただきました固定資産の件につきましては、既に破棄していたものや存在しない備品について、平成27年度決算の際に除却処分するなど、台帳と残存備品の精査を実施いたしました。</p> <p>また、今後購入する備品等につきましては、ラベルを付し、現物確認が容易にできるよう改善をいたします。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
183	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>①意思決定ルールの運用について</p> <p>a. 平成26年4月30日の取引であるアンチウィルスソフト(117,223円)の購入について決裁書が確認できなかった。その理由は、新規購入の際に決裁をとっており、年度更新であったため、決裁を受けなかったとのことであった。事務処理規程に照らせば、年度更新であっても決裁を受けるべきであったと思われる。今後は注意されたい。</p>	指摘	ご指摘のとおり、平成28年度から同事案において決裁を受けております。
183	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>①意思決定ルールの運用について</p> <p>b. チラシ等の新聞折込込みについて、年間5,075千円の委託費を支出しているが、当該取引先との間に契約書が交わされていなかった。契約時に部数を確定できないため、年間総額での契約は難しいが、少なくとも単価契約は締結できるはずである。未然にトラブルを防止するためにも、今後は契約書をもって契約を締結すべきである。</p>	指摘	ご指摘のとおり、当該案件については平成28年度から契約書をもって契約を締結しております。
184	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>②小口現金の残高等の確認について</p> <p>小口現金について実査を行い、残高が適正であることは確認した。現在、小口現金の業務フローは、支出者が支出負担行為を行い、記帳担当者が記帳し、残高については日々当該担当者が確認をしている状況である。現金は会計上、内部統制上いずれにおいても重要な項目であり、その残高確認を一人の担当者に任せておくことは望ましいこととはいえない。残高及び現金の動きについて、日々責任者等の承認等を受けるべきである。</p>	指摘	ご指摘のとおり、平成27年12月から担当者が小口現金出納帳に記載し、現金確認後、日々出納責任者である事務局長の承認を受けるようにしています。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
184	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (2)意見 ②予算と実績に乖離があることについて 予算と実績の乖離が3,000 千円超の収益、費用を抽出している。 予算と実績について大きな乖離がみられる理由は、県の委託事業において委託を受けることができるかどうか不安定な要素があり、委託を受ける前提で予算を作成していることにある。ただ不安定要素があるとはいえ、3年連続で大きく予算と実績が乖離している現状は問題といえる。予算は事業を運営していくうえで重要な資料である。精緻な予算作成が望まれる。</p>	意見	<p>平成28年度の予算については、実績に基づいた予算編成を行っており、より精度の高い予算作成に努めております。</p>
198	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 10.公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター 2 監査の結果 (2)意見 ①加入促進への課題 ア. 会員獲得に偏りがいないか。 福岡県では、久留米広域と福岡市だけに勤労福祉のための公益法人が存在している。久留米が広域なのは、平成15年に2市5町にエリアが拡大したことに端を発して、現在は7市3町のエリアを事業区域としているためである。ただし、自治体からの補助金は一旦久留米市に集中した後、当社団に補助金として振り込まれ運用されている。今後は柳川市、大牟田市をいずれ取り込みたい方針である。そこで注目したいのはここ数年事業所が減少する中で、広域という傘の下で会員増大に偏りが無いただろうかということである。業種別会員状況では、社会福祉・医療業だけで130事業所余りで4700人を超え全体の4割を超えている(会員入会状況表参照)。 1.(12)会員の定義及び推移での退会理由から、事業所閉鎖などの理由が全体の49%で圧倒的に多いが、その他はある意味当法人の事業を利用するインセンティブが低いからといえる。 例えばゴルフに関しての優待がなくなったら、それに伴い辞めた人が多い。また、総会への参加権のない2号会員へのインセンティブはより低くなっているから幅広く会員への福利厚生充実への配慮ももっと検討すべきではないだろうか。</p>	意見	<p>会員に対して、どのようなサービスを提供するかについて、価値観が多様化するなかで、すべての会員を満足させることは大変難しい課題です。その中で、幅広く会員利用できる事業として、うどんやスイーツなど地元の人気店で割引を受けられる各種フェアの充実を図り、会員からの好評を得ています。その他スポーツ観戦については、平成28年度から新たにサッカーJ1のサガン鳥栖や、筑後市に新しいスタジアムが出来たこともあり、ウエスタンリーグのソフトバンクホークスのチケットの取扱いを始めるなど、幅広く会員が利用できるように、福利厚生事業の充実を図っています。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
213	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>11.公益社団法人 久留米市シルバー人材センター</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>① 図12の正味財産増減計算書内訳表から分かるように、平成26年度においては公益目的事業会計の当期経常増減額が8千円の黒字になっており、法律で定める収支相償の要件を充たしていなかった。久留米市等から多額の補助金や受託事業収益を受け、税制上の優遇を受ける公益社団法人である以上、法律が求める財務3基準等の遵守を徹底していく必要があると考える。</p>	指摘	<p>平成26年度当期経常増減額8千円の黒字については、県への事業報告[別表A(1)]にて、平成27年度に就業拡大のため作製するチラシに充当する旨の報告を行いました。しかし、今後は公益法人として法令順守を行い、収支相償の徹底を行いません。</p>
214	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>11.公益社団法人 久留米市シルバー人材センター</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>③ 年会費3,000円が未納になっている会員が平成26年度も82名存在していた。全会員数1,269名の6%であり、ほとんどの会員が会費を支払っているが、経済的理由ではなく意図的に会費を支払わない会員も一定数存在しているとの事である。</p> <p>これらの未納者をそのままにしておく事は、きちんと会費を払っている会員対し不公平な取扱いをしている事になる。よってシルバー人材センターでは、年会費の未納者に対し期限を決めて催告手続きを行い、それでも年会費を支払わない場合は、強制的に退会手続きをとっている。</p> <p>会費の未納者が毎年発生してしまう現状を鑑み、会費の徴収率を上げる施策を講じる事を検討してみてもどうかと考える。</p>	意見	<p>会費未納者の対策として、ご指摘後すぐに未就業者リストを作成し、請負・派遣の就業紹介を行う等、業務と連携しながら未就業者減に取り組む、会費未納者減を図っています。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
220	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター 2 監査結果及び意見 (1)指摘事項 ① 財務諸表の注記に誤りがある。 ・重要な会計方針の引当金の計上基準のうち退職給付引当金について「退職給付引当金は、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。」と記載されているが、実際は期末退職給与の自己都合要支給額から中小企業退職金共済給付額を控除した額を計上している。会計上は法人が実際に行っている処理方法のほう が合理的な方法であるため計上額に問題はないが、会計方針は会社が採用した会計処理の方法で損益が異なってくるため、読者にどのような方法を採用しているかを表明するために重要なものについて記載が要求されているものであり実態に合った正しい記載に改めるべきである。</p>	指摘	<p>ご指摘のとおり、平成27年度決算書から注記を実態に合った正しい記載に改めました。</p>
220	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター 2 監査結果及び意見 (1)指摘事項 ① 財務諸表の注記に誤りがある。 ・収支計算書に対する注記が記載されているが、経理規程の第2条には公園管理センターの会計基準は、原則として公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)によるものとされている。いわゆる20年基準で財務諸表とされているのは、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書である。キャッシュ・フロー計算書は規模の大きな法人のみ作成が義務付けられるものであり、当法人は貸借対照表と正味財産増減計算書が財務諸表であるため財務諸表の注記には収支計算書に対する注記は必要ないので削除すべきである。</p>	指摘	<p>ご指摘のとおり、平成27年度決算書から収支計算書に対する注記を削除しました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
220	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>② 給与規程施行規則が改訂されていない。 給与手当のうち住居手当が減額されているが、給与施行規則が改訂されないままになっている。改訂すべきである。</p>	指摘	ご指摘のとおり、給与施行規則を平成27年度に改訂しました。
220	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(2)意見</p> <p>① ゴルフ事業の財務体質を強化すべきである。 ゴルフ事業は全国的なゴルフ人口の減少傾向から長門石ゴルフ場、城島ゴルフ場とも利用者数は減少傾向にある。全国的な趨勢から見れば検討している部類に入ると思われるが、今後の収益の伸びはあまり期待できないと思われる。ゴルフ場が集客力を落とさずに運営していくためには、コースの補修と改良が必要である。また、河川敷ゴルフ場という性格のため洪水などの災害があると復旧の費用が多額に上がることが考えられる。平成26年度の貸借対照表に計上している設備改良引当資産は31百万円が計上されているが充分とは言えない。公益事業の赤字をカバーしながら設備の補修と改良に備えた原資を確保する経営努力が必要である。</p>	意見	現在、第2期中期事業計画に基づき、事業を推進しており、設備改良引当預金確保のため、増収対策としてゴルフ場PR強化及び勤務時間見直しによる受付人件費抑制に努めています。また、大規模改修については、現場状況を適宜把握し、初期対応を行うことで費用を縮減・抑制しています。
222	都市建設部	公園緑化推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(2)意見</p> <p>④ 文書管理規程を整備すべき。 決裁伺いについて、久留米市の様式をほぼそのままで使用している。具体的な取扱いに関する規定が定められていないため決裁の印鑑は押されているが空欄の箇所が多く見受けられる。法人の自主性の観点から実態に合った決裁伺いの様式や取り扱いを定めた文書取扱規程を定め、効率的に管理を実施することが望まれる。</p>	意見	平成28年6月に文書規程を制定しました。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
228	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>13.公益財団法人 久留米市体育協会</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>① 正味財産増減計算書(平成26年度)の事業収益の中の自動販売機手数料収益が受託事業収益に含めて計上されているが、自主事業収益に含めて計上すべきである。</p>	指摘	ご指摘のとおり、自動販売機手数料収益は自主事業収益に計上すべきものであるため、平成28年度から自主事業収益に計上しています。
228	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>13.公益財団法人 久留米市体育協会</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>③ 監事の監査報告書の様式が一般的ではない。</p> <p>平成26年度の監事の監査報告書が「決算監査報告書」として発行されており記載内容が一般的な記載内容と大きく異なっている。監事の監査は決算監査のみならず、理事の職務の執行状況を監査することも求められており、決算のみを対象とするものではないため「決算監査報告書」ではなく「監査報告書」として発行すべきである。また、監査の対象となる計算書類は貸借対照表と正味財産増減計算書であり収支計算書は作成されていないので監査報告書には記載すべきではない。一般的な監査報告書のひな型は公表されていないが、記載すべき内容は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」の45条に定められている。</p> <p>公益財団法人公益法人協会のホームページにも監査報告書が開示されているので参考にして正しい監査報告書を作成すべきである。</p>	指摘	ご指摘のとおり、監査報告書に記載すべき内容が不足していたため、監査報告書のひな形を参考に平成27年度決算監査報告書から様式を変更しました。
229	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>13.公益財団法人 久留米市体育協会</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>⑤ 現金出納帳の照合印が月末にまとめて押印されている。</p> <p>現金の在 high と現金出納帳の照合は毎日行っているとのことであるが、途中までは毎日照合した担当者の印鑑が押されているが、途中から月末のみの押印になっている。内部統制のゆりみにつながるものであり原則どおり毎日照合して押印すべきである。</p>	指摘	ご指摘のとおり、平成28年4月から毎日現金残高と出納帳を確認し押印しています。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
229	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>13.公益財団法人 久留米市体育協会</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>⑥ 領収書の管理が適切でない。</p> <p>領収書は専用の様式を使用しているが、それぞれの職員に渡し切りで台帳による連番管理がされていない。領収書は不正の目的で使用されるリスクの高い書類であり、台帳で連番管理し必要な都度、責任者の了解を得て使用すべきである。責任者は定期的に領収書の使用状況をチェックし書き損じが適切に処理されているか、発行先不明のものがないかを厳密にチェックすべきである。</p>	指摘	ご指摘のとおり、平成28年4月から台帳を作成し、連番で管理しています。
230	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>13.公益財団法人 久留米市体育協会</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>⑧ 久留米市スポーツ少年団の経理事務を受託しているが、取扱規程や報告の制度が確立されていない。</p> <p>当法人の加盟団体であるスポーツ少年団については過去の経緯から経理事務を当法人が行っている。過去にスポーツ少年団の通帳が不正に利用された経緯もあり、久留米市の監査等でも指摘されているが改善されていない。取扱規程を整備し、スポーツ少年団の本部長に報告し、承認をもらうなどの手続きを定め厳格に運用すべきである。</p>	指摘	経理規程は平成26年4月に作成していましたが、一部運用が適切に行われていなかったため、指摘を受けました平成27年度から規程に基づいて本部長へ報告しています。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
231	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>13.公益財団法人 久留米市体育協会</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(2)意見</p> <p>② 毎月末に預貯金残高と帳簿残高を照合した証跡を残すべきである。</p> <p>経理規程の第23条2項には「毎月末に預貯金残高と帳簿残高を照合しなければならない。」とされている。照合は実施しているが照合した証跡が残されていないため、外部監査から見て確かめることができない状況である。月次の試算表に現預金残高報告書を添付し預金口座ごとに照合した担当者の印鑑を押すなどの照合した証跡を残すことが望まれる。</p>	意見	ご指摘のとおり、平成27年11月から照合した事務担当者が押印するよう改めました。

平成27年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

外郭団体の財務に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
110	教育部	学校保健課	第5章 各外郭団体別 各論 14.久留米市学校給食会 4 監査の結果 (2)意見 ③備品管理について 備品にシール等を貼付し台帳管理されたい。	意見	ご指摘のとおり、備品と備品台帳を確認のうえ、各備品にシールを貼付しました。